

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR
 大阪オフィス tel 06-6345-3777
 神戸オフィス tel 078-371-5120

実習型雇用助成金等のご案内

～実習型雇用により人材を育成し、雇い入れる事業主に～

ハローワークが紹介する対象者を一定期間（原則として6ヶ月）有期雇用として受け入れ、その間に実習や座学を通じ育成し、常用雇用として雇い入れる事業主に助成金が支給されます。

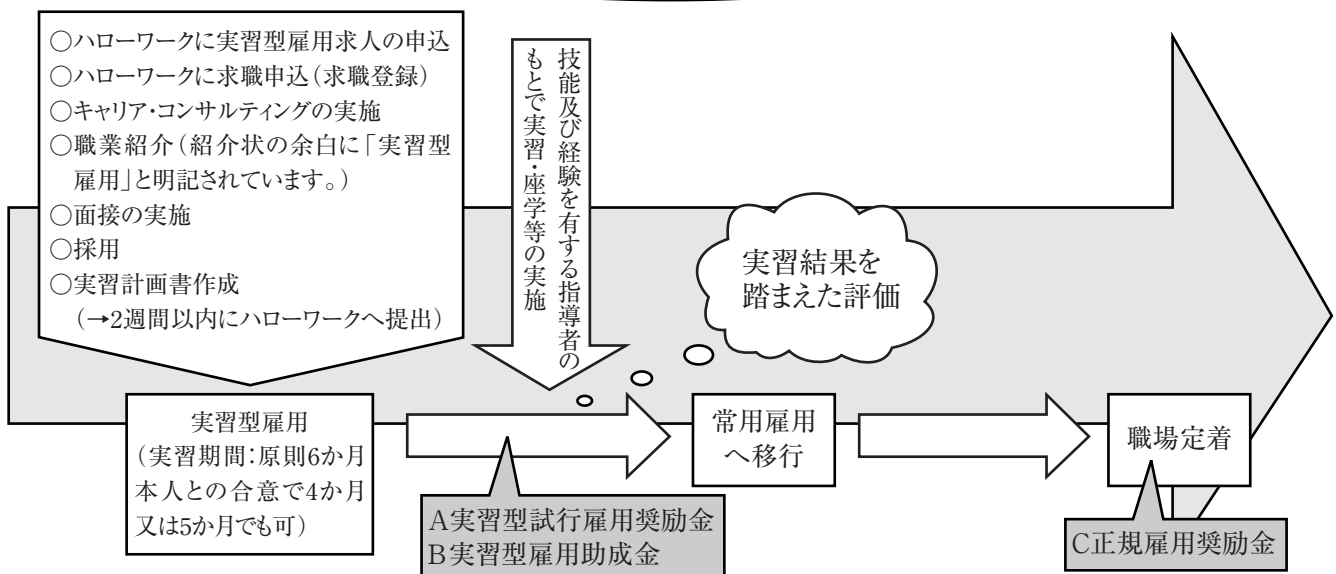
事業の対象となる事業主

- ①実習型の趣旨を理解した上で、事前にハローワークにおいて実習型雇用として受け入れるための求人申し込みをしていること
- ②受け入れる求職者を実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れることを前提としていること

※支給対象事業主となるための要件が別にあります。

実習型雇用のイメージ

*厚生労働省HPより抜粋



*奨励金や助成金の支給額等、詳しくはこちらをご覧ください。

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/c02-6a.pdf>